平成２２年（フ）第９０号
沖縄県那覇市識名２丁目14番11号　國吉方２階
債務者　牧野奈里子（旧姓長堂）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９７号
沖縄県糸満市字賀数469番地　ニュー・ワールド301号
債務者　有銘　興源
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０１号
沖縄県沖縄市諸見里１丁目２番11号　砂川アパート４Ａ
債務者　浦崎奈保子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３７号
岩手県花巻市東和町安俵３区88番地３
債務者　西舘政一郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２２号
岩手県花巻市膝立字北野273番地
債務者　安藤　卓幣
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１５号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字広ヶ野148番地　新広ヶ野住宅９号
債務者　丸山　健二
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７号
茨城県龍ケ崎市八代町3266番地
債務者　鴻巣　直陸
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
茨城県守谷市松ケ丘６丁目２番地７　愛里守谷Ｂ―201
債務者　小菅　初江
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３号
千葉県館山市上真倉2319番地の２
債務者　小野　国芳
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第４号
千葉県南房総市和田町仁我浦174番地１
債務者　浅岡　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１１号
千葉県館山市正木1119番地の18
債務者　髙梨　定夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２５５号
富山市上赤江町２丁目11番32―503号　サーパス上赤江町
債務者　竹田　正直
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０４号
長野県松本市梓川梓1800番地３
債務者　山本　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８８号
徳島市佐古七番町３番24号
債務者　殿井　光代
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９８０号
高知市神田2356番地55
債務者　中城　鶴喜
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９８１号
高知市神田2356番地55
債務者　中城佳代子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５７号
高知市福井町2072番地40
債務者　吉松　　武
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
高知地方裁判所破産係